

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

現在、わが国では出生率の低下に伴い、少子化が急速に進んでいます。平成24年1月に発表された「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」によれば、2060年には、0～14歳の年少人口が、現在の半分以下の800万人を割るものと推計していません。

子どもは、社会の希望であり、未来を創り、担う存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本市では、平成17年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）、平成22年3月に「那須塩原市次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）を策定し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、多くの待機児童（入園待ち児童）が生じていることや、児童虐待、特別な支援を必要とする子どもの増加等が問題となっています。

このような現状や課題に対応し、安心して子どもを産み、育てたいという希望がかなう社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が成立しました。

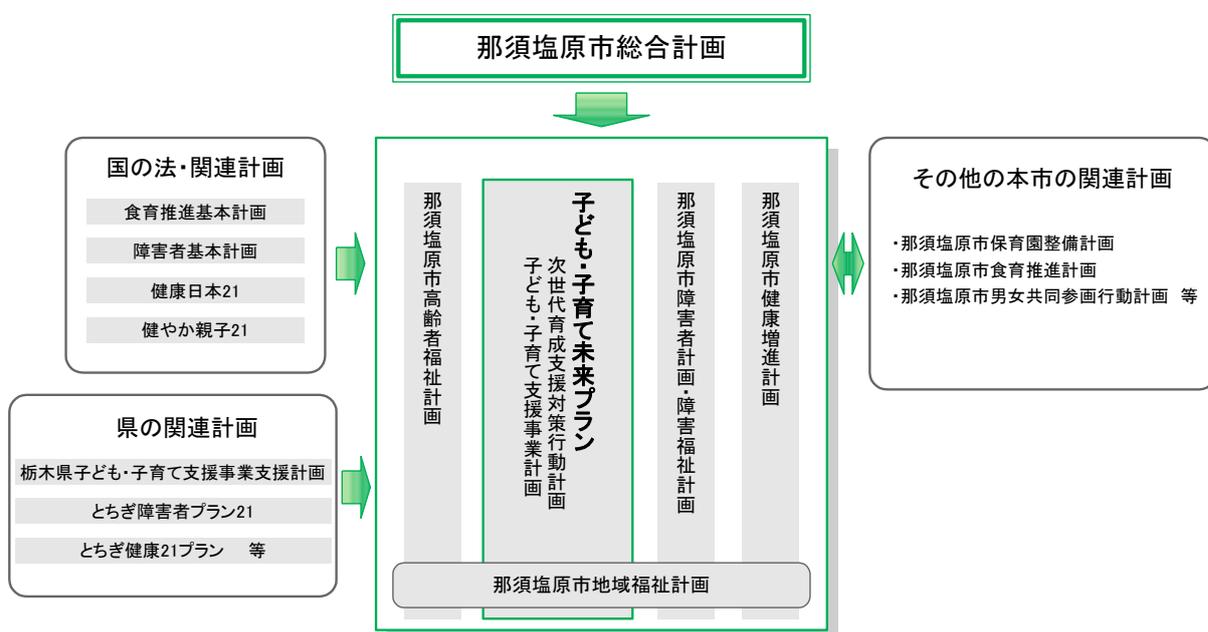
子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本として、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、本市では、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に応えていくために「那須塩原市子ども・子育て未来プラン」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と、「子ども・子育て支援法」による子ども・子育て支援事業計画の両計画を一体的に策定するものとします。
- ・本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「那須塩原市総合計画」に基づく部門別計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの那須塩原市次世代育成支援行動計画に位置つけた施策や事業の課題や評価を反映し、引き継ぐとともに、その他の法律の規定により、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和が保たれたものとしてします。



3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。

